

1. 第 4 回協議会での保留事項等

1-(1)障害者就労継続支援 A 型事業所での差別的発言について、その後の事業所の改善状況のフォロー

【概要】

第 2 回からの協議会において、A 型事業所で 2 名の支援員から利用者に対して「バカたれ」などの差別的発言があった件で、その後の障害者差別の改善への取り組み状況を定期的に観察していく必要がある事例

【事務局報告】

差別的発言をした A 事業所へ電話でその後の対応等を照会した。障害者への差別的対応の防止については、定期的に職員研修を行うとともに、日々の業務の中でも職員間で、言葉遣いや態度等不適切な対応がないか、チェックを行っているとのことであった。

1-(2)JR の無人駅における、視覚障害者への対応について

【概要】

第 4 回協議会で、盲導犬同伴者が無人駅から下車する際、「ここは無人駅なので、帰りは駅員がいる隣の駅から乗ってもらいたい」と隣駅の駅員から言われた事例が報告された。今後、宇部線も無人駅が増加すると思われるが、JR 西日本に無人駅での対応について、方向性を確認すべきとされた事例

【事務局報告】

JR 西日本広島支社に無人駅の対応について確認したところ、「有人駅の場合は当日対応も可能であるが、無人駅では事前に連絡をいただきたい。連絡をいただければ、最寄りの駅員が介助する体制をとっている」との回答であった。

また、宇部新川駅の駅長を訪問し、前回の対応について再認識していただき、今後、このような対応が起きないように、職員に周知徹底していただくよう申し入れた。コミュニケーション支援の助成制度や障害者理解講座の開催についても紹介し、障害者差別の解消と理解促進に取り組んでいただくようお願いした。

【委員意見】

今回の差別的扱いについては宇部新川駅に改善を求め、最近では駅員の障害者への対応も変わってきたと思う。しかし、今回の事例が個々の職員に周知されているのかは疑問である。人事異動などで駅長等が変わっても、このような差別的扱いをした件については、きちんと引き継ぎを行うべきである。

【委員意見】

市が作成した「障害者差別と配慮の事例集」には、このJRの駅での差別事例は掲載されていないのか。

【事務局回答】

事例集には、盲導犬の入店拒否の事例を載せており、駅の実例は、掲載していない。ホームページには差別事例をすべて掲載しているが、事例集ではページ数の関係もありJRの駅での対応については、掲載していない。

1-(3)補助犬ステッカーの協力店舗の拡大について

【概要】

第4回の協議会で、重点的な地区を決めて補助犬ステッカーの協力店舗の拡大に合わせ、障害者への差別解消及び理解促進を啓発していくべきであるとの意見があった件

【委員報告】

5月11日（木）午前中と5月15日（月）午後に特別住民票を交付された盲導犬2頭とその利用者及び市職員が新天町名店街にて、障害者差別解消と補助犬ステッカー貼付の協力依頼のため、啓発活動を行った。「差別だ、人権だ」と言うと、どうしても一步下がってしまいがちになるが、愛嬌のある盲導犬と一緒に啓発することで、優しく受け入れられたように感じた。各店舗には、4月から障害のある人へのコミュニケーション支援条例が施行されたことを説明し、補助犬ステッカーとともに、障害者が困ったことや嫌に感じたことなどをまとめた事例集や啓発用のパンフレットを配布した。早速、ステッカーを貼ってくださった店舗もあり、迅速に対応していただいた。また、FMきららにお伺いした日の夕方には、ラジオで今回の取り組みを紹介していただいた。今回の取り組みも含めて、差別の解消に向けてのさまざまな取り組みを市のホームページ等に掲載してはどうか。先日、宇部市障害者ケア協議会が開催された際にも、今回配布したステッカーとチラシ等を配った。会議の開催時に合わせて啓発するなど、いろいろな形でこの活動を進めていきたい。

1-(4)差別事例について、総合支援学校からの事例提供について

【概要】

前回の協議会で、総合支援学校に事例の提供を依頼してはどうかとの意見があった件

【事務局報告】

差別事例について、総合支援学校に事例の提供をお願いした。今回は、事例が出てこなかったが、随時受け付けているので引き続き情報提供をお願いしている。

2 障害を理由とした差別と思われる事例について

障害年金を受給している精神障害者が、パチンコやオートレース等の遊興費にお金を使うと、医療や福祉に携わる人から指導を受ける。自分のお金なのに、健常者と障害者に線引きがあって、差別されていると感じる。

【委員説明】

この事例を提出した者です。当初、事例なしで提出しようとしたが、やはり、当事者の率直な声を聞いてみようと思い聞いたところ、このような意見がでた。なぜ、差別ではないのかと悩んでいるかということ、当事者には精神疾患があり、自己肯定感が低く被害的な妄想があり、物事をネガティブに考える傾向がある。こういう障害の特性を再度考えて対応すべきなのかどうか。職員の感覚と利用者の感覚は違うので、やはり、当事者の声を聞くということからコミュニケーションをスタートすることが大事だと思う。皆さんの意見をお聞きしたく今回提出した。

【委員質問】

その障害者は、一人暮らしをしているのか。

【委員回答】

母親と同居しているが、母親の生活費を圧迫するぎりぎりのところまで使っている。月末になると食費にも困るようだが、母親は子供がかわいいため、何も言わない。

【委員意見】

健常者が親のお金をせびっても、職場の人が来て意見されるのか、という話だと思う。健常者とは違う扱いに、自分は低く見られていると感じるのだろう。

【委員意見】

今回の事例をみて、生活保護と障害年金を支給される趣旨がどうなっているのか、後でお聞きしたい。そもそもこれは、それ以前の問題。ギャンブル依存症に例えると、すごくアバウトになるが、手取りの月収が15万円の人が10万円つぎこんだら、ギャンブル依存症と言わざるを得ない。ギャンブル依存症は病として非常に難しい病気である。障害年金の制度そのものの法律の根拠みたいなものを教えていただきたい。

【委員意見】

その質問に関する答えは持ち合わせていない。障害年金はその人の生活を維持するために支給されているものだと思う。母親の生活費まで、負担をかけるような遊興費の使い方について、周りの人や福祉にかかわる人が意見や指導をすることは差別ではないと思う。

【委員意見】

今回のケースは、やはり精神障害の方が多いが、健常者であっても同じように考えるべきこと。周りにいる福祉や医療に携わる方が指導や意見を言うことは、私は差別ではないと思う。相談者の意識改革が必要なのではないか。

【委員意見】

今回の事例は、本人の収入の使い道の自由というのが、根本にあるなかで、それを趣味や文化的生活に関するとどこでどの程度使うかということと、一方で生活の経済的な安定が使い方によって損なわれてしまうところの、バランスのとり方だと思う。これを差別解消法で言う、差別といえるかどうかというのは私にも判断がつかない。支援する側も、支援の在り方として、ギャンブルにお金を使って気分転換を図りたいという思いも理解したうえで、どのような使い方ができるかを少し工夫なり配慮なりをしていけば変わってくるのではないかと思う。

【委員意見】

これは、たまたまアドバイスした人が障害者に関わられている人であるが、健常者、例えば、生活保護を受けられている人に対しても、指導や意見は必要な場合があると思う。

【委員意見】

生活費を圧迫するような遊興費の使用については、指導しなければならないことで、それをサービスだと思わないというふうに話している。この人への支援としては、本人が本当に生活に困ったところで、母親は母親で生活費の管理をし、自分は自分の年金で生活ができるように接していきたいと思っている。失敗しながらでもいいので、自分の年金の額で生活していくことを覚えてもらえたらいい。

【委員意見】

同じようなケースについて紹介したい。アパートに住んでいる障害者の人がローンを組んで家を買うことになったが、契約ぎりぎりのところで止めさせた。本人は今のアパートの家賃をそのままローンに充てれば大丈夫だと言ったが、とても無理な内容であったため、無理やり止めさせたことがある。多分恨まれていると思うが、敢えてそういう形で関わったケースもある。

【まとめ】

似たような事例はいろいろなところであると思う。様々な事例をまた挙げていただきたい。

3. 学校における合理的配慮の取り組みの紹介について

【概要】

学校現場での取り組み事例として、広汎性発達障害のある児童への音声ペンを使ったリコーダー指導の紹介

【教育委員会報告】

学校の教育現場では、いろいろな学習をしながら生活する上での困難を改善・克服していくための配慮として、合理的配慮を行っている。その前提として、その子供の興味とか関心、それからどんなところがその子供にとって学習上、または生活上に困っているか、健康状態などの把握を行って、その子供の発達段階を考慮しながら合理的配慮を行っている。小学3年生の子供だが、発達障害の薬を飲んでおり、飲み忘れると、多動や多弁になり集中力がなくなったり、相手の話が聞けなくなる。そのような状況の中、自分ではいろいろなことができないと思い込んでいる。その他、初めてのことに対する抵抗感が強く、初めてのことには固まってしまって何もできなくなる。一方、ゲームは好きなので、ボタン操作は早く得意である。リコーダーを吹けるようになりたい気持ちはあるが、音符や音階がわからず、いろいろなことが重なり、自分から意欲的に学習することができなかった。このことから、先生は音符の長さや曲調が分かれば、練習ができるかもしれないと考え、音声ペンを使ったリコーダーの指導を行った。音声ペンには録音ができるので、リコーダーの曲を録音し、どのような曲か確認し、その曲を聴きながら指で音符を押さえて確認していく。週に2回、2～3学期に子供が意欲的に練習を重ね、自信を持ってテストを受けることができた。この事例は、広汎性障害により集中力がなく、情緒が不安定、意欲が出

てこない子供が、音声ペンというICT機器を活用し合理的配慮を行うことで、障害の克服に改善を図った事例である。ちなみに、この音声ペンは2万円くらいするが、今回は大学から試験的に借りているものなので、費用はかからなかった。

【委員質問】

宇部市では昨年度「宇部市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定されたが、その後、何か変わったことがあるのか。

【教育委員会回答】

特に何か変わったという話は入っていないが、研修等は行っている。

【まとめ】

このような形でいろいろな配慮がおこなわれればと思う。今後も機会があれば、このような事例の紹介をお願いします。

4. 差別解消に向けた取り組みについて

障害のある人へのコミュニケーション支援条例に伴う事業について

【事務局報告】

4-（1）コミュニケーション支援促進助成金について

事業者や地域活動団体・市民活動団体等が障害のある人へのコミュニケーション支援をするための費用を助成するもの。点字メニューを作ったり、音訳のCDを作成したり、手話通訳を配置したりするときに利用できる。申請の対象者は、市内に事業所などがある会社や店舗、市内の地域団体や市民活動団体なので今回の協議会に参加されている団体の方も利用できる。対象経費は、先ほども申し上げたが、点字のメニューや契約書等を作成する場合に利用できる。また、筆談ボードや点字テプラ、活字の読み上げ装置などを購入する際にも利用できる。その他、研究会や講演会等で手話通訳や要約筆記等を依頼する場合の費用も助成対象となる。コミュニケーション支援に必要な経費であれば、活用できるので使ってほしい。助成金額については、対象経費は全額対象としているが、1申請者につき、年間2万円までとしている。

4-（2）バリアフリー化改修事業について

バリアフリー化を目的とした施設の改修を行う市内の店舗の所有者に対し、改修費用の一部を助成するもの。対象業種を設けており、旅館業・小売業・飲食業・サービス業・理容業・美容業が対象となる。改修工事を行う店舗で、2年以上営業しており工事終了後も同じ店舗で3年以上営業を行うことを条件としている。補助内容は、工事にかかる費用の2分の1としている。助成の内容は、車いす等で容易に入店ができるよう出入り口の段差の解消工事、出入り口の幅を広げる工事、容易に開閉できる自動ドアや、引き戸等に改修する工事には50万円まで助成を行う。車いす等が利用できる多目的トイレの設置工事については、100万円まで助成をしている。昨年は1件の申請があり、出入り口の改修工事と多目的トイレの改修工事を別々に申請いただき、それぞれ2分の1の助成を行った。委員のみなさんで、お知り合いの事業所の方でバリアフリー工事を考えている方がいらっしゃったら、お声掛けをお願いしたい。

4- (3) 障害者理解講座の開催にかかる講師謝礼の助成及び講師リストについて
毎年、市では障害をテーマとした講演・研修会用の講師リストを作成している。本年度も作成しており、講師には会長を始め、副会長、各委員、社会福祉協議会の方にも講師としてご協力をいただいている。この場を借りてお礼を申し上げる。様々な団体の研修や講習会にこの講師リストを利用していただいている。市では、講師謝礼の助成も行っており、学校については1万5千円、事業所については3万円を上限に助成をしている。この制度を利用して、多くの方に障害者理解講座を実施してほしい。

【委員意見】

選挙の時に介助員をつけることができると聞いた。障害のある人の中には、人が多く集まるところが苦手な方や、知的に遅れがある方、発達障害のある方で投票に行きたい人がいる。投票の際、個別に申し出れば介助員をつけることができるとを広報していただきたい。支援条例の簡易版を作成していただいたが、選挙広報に関しても、少し簡単でわかりやすい文章に転換していただき、選挙に行くという、自分の権利を行使できるような形に是非してほしい。支援条例の簡易版はとてもわかりやすい。ただ、相談窓口についても資料としてつけていただくともっとわかりやすくなる。

今年、お二人の障害者の方が、成人式に参加できるように配慮をしてもらい、喜んでおられた。参加の案内にどのような配慮が必要か記入できるようになっていた。ただ、どのような配慮がどのようなところで必要なのか、どこまで言っているのかがわからなかったということなので、もう少し丁寧な聴き方をしていただきたい。実施する部署と問い合わせる窓口が違うので、そのあたりの連絡もきちんとしていただきたい。

【事務局回答】

選挙広報については、点字と音訳は作成しているが、簡易版の広報は作られていない。選挙があるかどうかかわからないが、選挙管理委員会に今回の意見を伝える。介助員の件についても伝えておく。

【事務局意見】

コミュニケーション支援の費用の助成について、事務局から説明したが、是非使っていただきたい。利用しているところを、宇部日報やテレビ等に取材してもらおうと思う。

先ほど、補助犬と一緒にいった啓発活動の報告があったが、この啓発活動には、NHK、宇部日報、山口新聞、朝日新聞、FMきらら等メディアからすごく興味を持っていただいた。

コミュニケーション支援の助成費用のことにも興味を持っているようなので、実際の現場はどのように配慮しているのかを取材してもらい周知するのが一番効果的な方法だと思う。ファミレスのメニューを写真入りにし、その上に点字ラベルを貼るとより分かりやすいし、病院の診察券に点字ラベルを貼るとわかりやすい。また、契約書や重要事項証明等を音訳、点字訳、音声CDに吹き込んでお渡しする取り組みも出来ればいいと思う。よく言われるのが、タクシーが何号車であるか点字でわかるようにしてもらおうと、忘れ物をしたときに連絡しやすいという声をお聞きしている。この助成金を利用し取り組んでいただき、少しずつ普及していければと思う。

【会長意見】

このような制度や事業は、可視化して目に見える形にしていかないと周知は進まないで、みなさん協力をお願いします。

【委員質問】

コミュニケーション支援の助成金は、対象者が聴覚や視覚障害に限らず、発達障害や精神障害でコミュニケーションの難しさを抱えている方も含まれているとの認識でいいのか。

【事務局回答】

条例では、知的障害・精神障害等も含め全ての障害を対象としているので、是非使っていただきたい。

【委員質問】

SSTや発達障害のかたとのコミュニケーションスキルを図るための研修会は対象となるのか。

【事務局回答】

コミュニケーション費用の助成制度では、コミュニケーションスキルの向上に関する研修については、対象となっていない。実際どのような研修になるのか。

【委員回答】

一般的な研修である。

【事務局回答】

どのような内容か教えていただき、検討したい。条例の中にもコミュニケーション支援をうたっており、それに適したものであれば、膨らませていくこともできる。要綱の改善等も含めて考えていきたい。

5. その他

【事務局説明】

宇部市の障害福祉の計画に二つ大きな計画がある。一つは市の障害福祉の施策全般の基本的な考え方と施策の方向性を示す「障害者福祉計画」、もう一つが障害福祉サービス分野の目標数値等を掲げる「宇部市障害福祉計画（障害福祉サービス計画）」である。この計画期間が、今年度までとなっており、来年度からの次期計画を今年度末までに策定しなければならない。本市の障害福祉施策全般の方向性を決めるものである「障害者福祉計画」では、障害者が安心して暮らしていくために、障害者差別解消は最も基本的なものであり、重要な取り組みであるため、次期計画の中でも強くうたっていくことになると思う。今後、当事者アンケートを実施するとともに、障害者を取り巻く課題を4つのテーマに分けて、ワークショップも含めた意見交換会を実施する予定にしている。開催日等については、7月号の広報に掲載する予定であり、皆様にも改めてご連絡したい。市民の意見を集約し、現状と課題を分析して、市の方向性を決めていくことにしている。そして、計画を策定するなかで、この協議会を次期計画の意見聴取、差別解消に関する意見聴取の場とさせていただきたい。今後、協議会の中で、計画案をお示しして、意見をお伺いしたい。意見交換会または、この協議会の中で様々なご意見をいただきたい。

【まとめ】

次期計画案策定に向けて、協議会もいろいろと関わることが多くなると思う。今後も関心を持って協力をしていく。

【委員意見】

コミュニケーション支援の助成費用のチラシに、すごく違和感がある。対象経費の2行目に点字の上に契約書の作成とあり、非常に相反するものが二つ並んでいる。メニューと生活に関わる土地財産に直結する各種契約書を併記するのに違和感を感じる。事務局が先ほど、DVD音声契約書と言っていたが。

【事務局回答】

契約書という書き方がよくなかった。契約書ではなく、例えばマンションに入居する際の決まりごと等を記した重要事項証明等のイメージである。

【委員質問】

例えば土地の売買や所有権の移転の際に、実印を押すようなものではないのか。

【事務局回答】

そういうものではない。

【委員意見】

逆に考えると、この実印を押すという作業そのものが差別にはならないのか。20年くらい前に、お札に点字の識字丸ボールがついた。それを考えると、実印も触って分かるようなものでないと困るのではないか。それこそ差別にならないか。

【委員意見】

今の話で疑問がわいたが、いわゆる慣習もこの障害者差別解消法に関係してくるものなのか。

【事務局回答】

障害者差別解消法の中にも社会的障壁として、慣習というのがある。(第2条第2項)

【委員（視覚障害者）意見】

印鑑を押す位置がわからないため、印鑑を押すのが苦手である。書かれている内容については、パソコンで音声を読み上げ内容を確認するが、押印が必要なものについては、妻に頼んでいる。他には、代読代筆という制度があり、内容を読んでもらい、回答をもらうという形もある。私の場合、市役所での手続きでは、押印を省略する形をとってもらっており、快適なやり取りをしている。

【まとめ】

いろいろな声があり、その声を聞いて初めてわかることや認識するところもある。